

山梨県立富士山世界遺産センターのロゴマークの利用等に関する覚書（抜粋・要約）

（ 1 ）著作権の帰属

ロゴマークの著作権は、(株)佐藤卓デザイン事務所（以下「事務所」という。）に帰属する。

（ 2 ）利用等の許諾

ア 事務所は、山梨県（以下「県」という。）によるロゴマークの利用を無償で許諾し、県は、ロゴマークを無償で利用することができる。

イ 県は、次に掲げる場合に限り、指定管理者に無償でロゴマークを利用させることができる。

（ a ）山梨県立富士山センター（以下「センター」という。）の普及啓発、広報又は理解促進を目的とする場合

（ b ）ロゴマークが付された商品を作成し、及び当該商品をセンターで販売することを目的とする場合

（ c ）センターにおいて、商品を販売し、又は有償のサービスを提供することを目的とする場合

ウ 県は、ロゴマークの利用については、ロゴ使用マニュアルに従うものとする。

（ 3 ）独占的利用許諾

ア 事務所は、（ 2 ）アによる場合を除き、第三者に対し、ロゴマークの利用を許諾してはならない。

イ 事務所は、自己の作品として営業に使用する場合を除き、ロゴマークを利用しない。

（ 4 ）著作者人格権

ア 県は、ロゴマークについて改変の必要が生じたときは、事前に事務所に連絡するものとし、改変の具体的な内容について協議の上、事前に事務所の書面による許諾を得なければならない。

イ 県は、本ロゴマークを利用するにあたって、題号及び著作者の表示をすることを要しない。

（ 5 ）サインの改変等の連絡

ア 県は、センター内で、次に掲げる行為をしようとするときは、事前にその旨を事務所に連絡するものとする。指定管理者が当該行為をしようとするときも、同様とする。

（ a ）事務所がデザインしたサインの改変又は改修

（ b ）（ a ）のサイン以外のサインを恒常的に設置する工事等の発注

- (c) 建築物の新築、増築、改築、外観を変更することとなる修繕、若しくは模様替え又は色彩の変更の工事の発注
 - (d) 内装工事の発注
 - (e) 機器類又は装置を恒常的に設置する工事の発注
- イ ア(d)又は(e)の工事の場所が事務室、研修室、会議室、富士山ステーション、喫茶室の厨房、倉庫又は機械室である場合には、県は、アの連絡をすることを要しない。